

第 1 9 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 1 2 月 2 0 日（金）

せたな町農業委員会

第 19 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 12 月 20 日（金） 午後 3 時 00 分 から 3 時 28 分

2. 開催場所 セタナ町健康センター

3. 出席委員（14 人）

会長	15 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	10 番	本	井		治
	11 番	多	田	里	佐
	12 番	松	崎		豊
	13 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（1 人）

2 番 横 道 重 人

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第 4 号 農地転用事業変更承認申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第19回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんどうも大変忙しい中ご苦勞様でございます。

師走に入りまして今年も残すところあとわずかというところになりましたけども、まだお忙しいなか本日の総会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

昨日までは外の風景を見ても来年はどうなるのか心配しておりましたが、朝起きてみたら除雪車が通っており、辺り一面が真っ白で、こういう時期がきたんだなと実感しております。

会長

また、個人的ではございますが先月の27、28、29日に東京で農業者年金加入推進セミナーと、全国農業委員会会長代表者集会に行っていました。農業者年金加入推進セミナーでは、独立行政法人の方によりまず講演がございました。

内容はフレイル予防について話しがございました。この件に関しましては、事務局長はスペシャリストでございますので、協議会のときにいろいろ質問していただければいいかなと思ってございます。

会長

また翌日の代表者集会では、各都道府県の実践している、人・農地プランの関係の経過報告等がございました。

農業委員会組織も全国大会で体制強化ということで2020年度に向けて、ほとんどの地区の農業委員会が改選になります。そういったなかで、2020年度の目標としては女性農業委員の登用の割合を30%に目指して取り組んでいかなければならないというふうになってございます。

また、農業委員会の業務体制の整備も謳われてございます。そういったなかで研修をしてきたわけでございます。

会長

また、先日は北斗市におきまして、農業者年金の研究会もございました。

新しい農業者年金の体制の話もしてくれたわけでございますけども、受給者の立場で、受給するためにはどういうふうな手続きをするのか、そういった内容もいろいろ説明を受けてきたわけでございます。

例えば65歳で受給するとなれば1ヶ月くらい前には、農協から通知がいきます。その通知を見て慌てて直ぐ受給の申請をいたしますと、65歳からではなく、64歳の計算で受給されることになりますので、そういうことも気をつけてという話しを伺ってきたわけですから、詳しいことにつきましては追々やっていきますので、この辺で止めたいと思います。

会長	本日は議案第 5 号までございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますけども、挨拶に代えさせていただきたいと思います。
事務局長	ありがとうございました。 本日、2 番横道委員より欠席の申出がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。 【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、10 番本井委員、11 番多田委員を指名いたします。 この指名は、第 19 回総会開会中といたします。 【日程第 2 会期の決定について】
議長	「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。 【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】
議長	「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について)」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 1 ページをご覧ください。 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。 農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年 12 月 20 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 1 ページをご覧ください。

番号 31 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、後継者に経営移譲し、再契約するためでございます。

こちらにつきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

「日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。令和元年 12 月 20 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 2 ページをご覧ください。

番号 45 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED] と [REDACTED] の 2
地区でございまして、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 20 筆、地目は全て
畑、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 10 年間の使

用貸借契約でございます。こちらの理由につきましては、後継者に経営移譲するためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年12月20日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料4ページをご覧ください。

番号124番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXXまでの計10筆、内、田んぼが8筆 XXXXXX m²、非農地が2筆 XXXXXX m²、面積が合わせまして XXXXXX m²、利用目的は水田と用悪水路、所有権移転の時期につきましては2019年12月20日、対価の支払期限が2019年12月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が XXXXXX 円、売買価格は XXXXXX 円でございます。

事務局

5ページをご覧ください。

番号 125 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる
土地につきましては、
の計 15 筆、内、田んぼが 12 筆 m²、畑が 3 筆 m²、面
積が合わせまして m²、利用目的は水田と転作田と普通畑、期間に
つきましては、2019 年 12 月 20 日から 2025 年 10 月 29 日までの 5 年間、
貸付料が 円、諸経費が 円、賃貸価格が 円、
こちら農地保有合理化事業の賃貸借で、前所有者が さんでござ
います。

6 ページをご覧ください。

番号 126 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 12 筆、内、田んぼが 11 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、期間につきましては、2019 年 12 月 20 日から 2022 年 12 月 19 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

畑の単価につきましては、[REDACTED]ということで[REDACTED]円
ということになっております。

7 ページをご覧ください。

番号 127 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 3 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019 年 12 月 20 日から 2029 年 12 月 19 日までの 10 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

8 ページをご覧ください。

番号 128 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 3 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019 年 12 月 20 日から 2022 年 12 月 19 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

す。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 129 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXの計 2 筆、地目は全て畑、面積が XXXX m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 12 月 20 日から 2024 年 12 月 19 日までの 5 年間、単価が XXXX 円、賃貸価格が XXXX 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、XXXX委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関

する法律第 31 条該当)。

農地法第 5 条の規定により、許可した農地について、農地転用事業計画変更承認申請があったので、別紙により内容審査の上可否を決定するものとする。令和元年 12 月 20 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

こちらは令和元年 11 月 26 日付けで第 7 号指令により許可を行った農地転用事業計画でございます。[]より事業計画変更承認申請書の提出があったので、承認の可否につき審議するものでございます。

事務局

変更の理由につきましては、当初の事業計画では、採取区域内に埋没してある []水道本管より保安距離を 2m 離して採取作業を行う予定でありましたが、今後の水道本管の維持管理が困難と思われる為、保安距離を 2m から 5m に変更して申請する為でございます。

事務局

番号 7 番。貸主が []、[]さん。借主が []、[]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、[]、地目は畑、面積が合わせて [] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用（埋戻整地）でございます。

掘削面積が当初の計画では [] m²、保安面積が [] m²、採取土量が [] m³の計画でございましたが、変更後の計画では掘削面積が [] m²、保安面積が [] m²、採取土量が [] m³となっております。

事務局

位置図、配置図につきましては 11 ページの図 1 のとおりでございます。

分かりやすいようにイメージとしては、航空写真では青い線が水道管で、採取区域であるピンク色の面積が狭くなって描かれております。

事務局

以上のことから事業計画変更承認申請の可否については承認できる内容であると考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について】

「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年 12 月 20 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 12 ページをご覧ください。

番号 20 番。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、公簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、13 ページと 14 ページに記載しております。

2019年12月4日に■■■■会長、■■■■委員、■■委員と現地に赴き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。

番号 21 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、
現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野
でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有
者、願出者共に [REDACTED]、
[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、15 ページと 16 ページ
に記載してございます。

こちらと同じく 2019 年 12 月 4 日に■■■■会長、■■■■委員、■■委員と現地に出向き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。

番号 22 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、17 ページと 18 ページに記載してございます。

2019年12月9日に■■■■代理、■■■■委員、■■■■委員と現地に出向き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。

事務局

ります。

番号 23 番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、公簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、19 ページと 20 ページに記載してございます。

こちらと同じく 2019 年 12 月 9 日に [REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に出向き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 19 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 1 月 30 日

会議録署名委員

10 番

本井 治

11 番

多田 里佐

議長

原田 嘉博